

# 実施状況報告書 作成要領

## ●提出期間

報告対象期間の翌年度の

4月1日～5月31日

## ●提出場所

地方事務所・支所認定課

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条及び同法施行規則第23条により、実習実施者は技能実習を行わせた場合には、直近の技能実習事業年度の状況を翌年度の4月1日～5月31日までの間に、外国人技能実習機構地方事務所・支所認定課に省令様式第10号「実施状況報告書」を提出することにより報告を行わなければなりません。

## 実施状況報告書の作成や提出にあたって

- 複数の監理団体から実習監理を受けている場合は、各監理団体ごとに当該監理団体が実習監理を行う技能実習生について作成してください。監理団体は報告書の作成から提出まで適切に指導を行ってください。
- 報告対象期間中に監理団体を変更した場合（報告書作成期間に監理団体を変更した場合を含む。）は、報告書作成時に実習監理を受けている監理団体の指導に基づき作成してください。例えば10月に監理団体を変更した場合、4月～9月分も含めて新たな監理団体の指導に基づき作成を行うこととなります。
- 複数の事業所で技能実習生の受入れを行っている場合は、複数の事業所分をまとめてひとつつの報告書として作成・提出を行ってください。
- 実習実施者が倒産・廃業しており、報告書の作成・提出ができない場合は提出は不要です。  
また、報告対象期間中に技能実習生の受入れを行っていない場合も提出は不要です。
- 技能実習生が技能実習を終了し、在留資格を「特定活動」等に変更した場合は、変更後の活動は報告の対象外となりますので、技能実習生としての実績のみを対象として記載してください。

## 1 報告対象期間

認定計画上の技能実習開始予定年月日が報告対象期間であっても、 <b>実際の実習開始年月日</b> が報告対象期間と異なる場合は、今時報告対象とはなりません。		(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)
監理団体 管庁労働協同組合 理事長 XX XX 印		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。 記		
1 報告対象期間	令和 1 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	

報告を行う期間について記載します。

認定計画上の技能実習開始予定年月日が報告対象期間内であっても、実際の実習開始年月日が報告対象期間外の場合は、報告の対象とはなりません。

例) 令和4年度に令和3年度に行った技能実習について報告を行う場合

令和3年4月1日～令和4年3月31日 と記載

## 2 実習実施者

2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号	英180101	【業種】 主な業種の日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載して下さい。  【職種】 技能実習生を最も多く受け入れている職種を記載してください。  XXXX )
	②氏名又は名称	かぶしきかいし (株)入厚	
	③住所	〒 100-89 東京都千代田	
	④業種	大分類 ( A、農業 ) 分類 ( 011、耕種農業 )	
	⑤職種 ( 最も多く受け入れているもの )	コード番号 ( 1-1-2 ) 職種名 ( 耕種農業 )	

### ① 実習実施者届出受理番号

「実」から始まる実習実施者届出受理番号を記載してください。

実習実施者届出書（省令様式第7号）の提出を行っておらず、実習実施者届出受理番号が記載できない場合は、早急に計画認定申請を行った機関地方事務所・支所宛てに届出を行ってください。なお、届出後、実習実施者届出受理書（省令様式第8号）が機関地方事務所・支所から交付されるのを待つと報告締切日までに実施状況報告書の提出が間に合わない等の場合には、実習実施者届出受理番号は空欄のまま実施状況報告書の提出を行って差し支えありません。実習実施者届出を行っていない状態でも実施状況報告書は受理しますが、この場合も早急に実習実施者届出書の提出を行ってください。

#### ④ 業種

実習実施者の業種について、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載してください。

#### ⑤ 職種（最も多く受け入れているもの）

技能実習生を最も多く受け入れている職種名について記載してください。

※移行対象職種以外の職種で最も多く技能実習生を受け入れている場合は、コード番号は空欄とし、具体的な職種名を記載してください。

### 3 報告対象技能実習生数

3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)	第1号 5人、第2号 3人、第3号 2人
4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。)	報告対象期間中に受け入れた技能実習生数を記載して下さい。 ただし、入国後講習中の者は除きます。 技能実習区分ごとの人数について、必ず漏れのないよう記載してください。(例えば、「5 労働条件等」の第3号技能実習生欄に記載があるにも関わらず、当欄の第3号の人数が空欄となっているなど、記載が漏れている場合があります。)  (第1号修了者) 勉強

うち受検者数	うち合格者数
4人	3人
4人	3人
2人	2人
2人	1人
2人	2人

1で記載した報告対象期間に実習を行った技能実習生について、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書（省令様式第9号、第18号）」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分に応じた人数を記載します。

※1号生については、報告対象期間中に入国後講習しか行っていない場合は、報告対象となりませんので、その技能実習生を除いた数を記載してください。

※報告対象期間中に2号又は3号に移行した技能実習生については、移行後の区分で人数を記載してください（移行前の区分には記載を行わないでください。）。

### 4 技能検定等受検状況

3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)	第1号 人、第2号 人、第3号 人
4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。)	試験区分 修了者数 うち受検者数 うち合格者数 ①基礎級程度 (第1号修了者) 実技 学科 ②3級程度 (第2号修了者) 実技 学科 ③2級程度 (第3号修了者) 実技 学科

「実技」の修了者数と  
「学科」の修了者数は  
同数となります。

3で記載した技能実習生のうち、修了者に該当する技能実習生の技能検定等の受検状況について記載をします。

①基礎級程度（第1号修了者）の「修了者」には報告対象期間中に第1号技能実習を修了した技能実習生数を記載します。

※報告対象期間中に技能検定等を受検した場合でも、第1号技能実習の修了が報告対象期間以降の場合は次年度の報告時に記載することとなります。

※報告対象期間中に「技能実習実施困難時届出書」、「技能実習期間満了前の帰国についての申告書（参考様式第1-40号）」、「技能実習期間満了前の移行についての申告書（参考様式第1-41号）」を提出し第1号技能実習を修了した技能実習生も含めます。

※「実技」の修了者数と「学科」の修了者数は同数となります。

※「うち受検者数」は「修了者数」を超えることはありません。「うち合格者数」は「うち受検者数」を超えることはありません。

※「技能実習」の在留資格で在留中に、技能検定等の受検ができず「特定活動」の在留資格で技能検定等を受検した場合、「受検者」及び「合格者」には含まれません。

②3級程度（第2号修了者）、③2級程度（第3号修了者）についても同様の要領で記載します。

例1) 3で第1号1人、第2号2人と記載した場合において、2号生のうち1人が報告対象期間中に1号から2号に移行している場合

⇒この場合、「修了者」に該当するのは報告対象期間中に第1号技能実習を修了し第2号技能実習に移行した1人のみであり、この1人について記載することになります。

①基礎級程度（第1号修了者）の実技・学科とも修了者数、うち受検者数、うち合格者数の欄に「1人」と記載します。

例2) 3で第3号3人と記載した場合において、3人とも報告対象期間中に2号から3号に移行している場合

⇒この場合、3人とも「修了者」に該当するため3人について記載します。

②3級程度（第2号修了者）の実技・学科とも修了者数は「3人」と記載します。

実技においてはうち受検者数、うち合格者数も「3人」となります。

学科においては3人の受検状況に応じて記載をしてください。

## ✖ よくある間違い

例) うち受検者数が修了者数を上回っている、うち合格者数がうち受検者数を上回っている  
 ⇒修了者数が分母となるため、「うち合格者数」が「修了者数」を超えることはありません。同様に、うち受検者数が分母となるため、「うち合格者数」が「うち受検者数」を超えることはありません。

## 5 労働条件等

5 労働条件等		第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
(1) 実労働日数	平均 21 日／月	平均 21 日／月	平均 21 日／月	
(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)	平均 168 時間／月	平均 169 時間／月	平均 168 時間／月	
(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)			平均 10 時間／月	
(4) きまって支給する現金給 (超過労働給与額を含む。)		ただし、月中で技能実習開始又は終了した月は除きます。 以下(2)～(4)、(6)についても、同様の考え方により記載して下さい。	平均 222,600 円／月	
①うち超過労働給与 (時間外手当、深夜当、宿日直手当等)			平均 15,000 円／月	
②うち通勤手当	平均 5,000 円／月	平均 5,000 円／月	平均 5,000 円／月	
③うち精勤手当	平均 1,000 円／月			
④うち家族手当	平均 0 円／月			
(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額	平均 369,600 円	平均 356,400 円	平均 403,200 円	

### 【5 労働条件等に係る共通の記載要領】

- ・3で記載した技能実習生について記載してください。
- ・1の報告対象期間中に2号又は3号に移行した技能実習生がいる場合には、移行後の区分の欄に移行後の状況を記載してください(2号に移行した場合、2号の欄に2号時の状況を記載し、1号欄には記載をしないことになります。)。
- ・月の途中で技能実習を開始又は終了した場合は、その月は含めずに平均値を算出してください。
- ・休業を行った月がある場合、休業日(短時間休業を含む。)があった月も含めて平均値を算出してください。1か月完全に休業となった月も含めて平均値を算出します。
- ・3で技能実習生数を記載した区分については、原則として、5でも当該区分に状況を記載することになりますが、次号移行が報告対象期間の3月である等、移行後の全ての技能実習生の実習期間が1か月未満となる場合は(1)～(6)には0を記載し、備考欄に「○号生は実習期間が1か月未満のため5労働条件等の記載なし」と記載してください。

**例 1) 3 で第 1 号 5 人、第 2 号 3 人、第 3 号 0 人と記載した場合**

第 1 号技能実習生と第 2 号技能実習生の欄にのみ労働条件等の状況を記載します。

ただし、2 号の技能実習生 3 人全員が 2 号生としての実習期間が 1 か月未満の場合には、備考欄に「2 号生は実習期間が 1 か月未満のため 5 労働条件等の記載なし」と記載します。

※3 人のうち 2 号生として 1 か月以上実習を行った技能実習生がいる場合は、その技能実習生について労働条件等の状況を記載します。

**例 2) 報告対象期間中の第 1 号の技能実習期間が**

入国後講習 4 月 15 日～5 月 14 日、実習 5 月 15 日～3 月 31 日の場合

入国後講習と 1 か月未満の実習を除いた 6 月 1 日～3 月 31 日の 10 か月の状況について記載を行ってください。

## 【5 労働条件等に係る個別項目の記載要領】

### (1) 実労働日数

技能実習生の月平均の実労働日数を記載してください。

有給休暇を取得し全く就労していない日、休業日は含まれません。

短時間休業で 1 時間でも就労を行った日、休日労働を行った日は実労働日数に含まれます。

小数点第 1 位を四捨五入して整数値で記載してください。

### (2) 所定内実労働時間数（実労働時間数から超過実労働時間を差し引いたもの。）

技能実習生の月平均の所定内実労働時間数を記載してください。休業日を含めず平均値を算出してください。短時間休業で就労を行った時間数は所定内実労働時間数に含まれます。

小数点第 1 位を四捨五入して整数値で記載してください。

### (3) 超過実労働時間数（早出、残業、休日労働等）

技能実習生の月平均の超過実労働時間数を記載してください。小数点第 1 位を四捨五入して整数値で記載してください。

### (4) きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）

技能実習生にきまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）の月平均額を記載してください。小数点第 1 位を四捨五入して整数値で記載してください。

休業手当等、①～④に記載のない、きまって支給する手当であっても（4）きまって支給する現金給与額に含めて記載してください。



### よくある間違い

例 1) ①うち超過労働給与額について、時間外手当分を記載する際割り増し分 (0.25 倍部分) にあたる金額のみを記載している、又は所定労働時間内に深夜労働が含まれる場合

⇒ 割増し分のみでなく時間外手当分全額 (1.25 倍分の金額) を記載してください。

例 2) ①～④以外の手当を支給している場合に、①～④の手当名を修正しその金額を記載している。

⇒ 実施状況報告書の様式は省令で決められた様式のため、①～④の手当名を修正することはできません。①～④以外の手当を支給している場合は、(4) きまって支給する現金給与額にその金額を含めて記載してください。

例 3) 所定労働時間数が 7 時間 30 分 (所定労働時間 8：30～17：00 休憩 1 時間) かつ、19：30 まで超過労働を行う場合の記載方法 ※時給 900 円とする。

⇒ A 超過実労働時間①：所定労働時間 (7 時間 30 分) を超えた法定労働時間 (8 時間) 以内の超過実労働時間 (計 0.5 時間。賃金に割増はつかない。)

B 超過実労働時間②：法定労働時間 (8 時間) を超えた超過実労働時間 (計 2 時間。賃金は割増となる。)

超過実労働時間 = A + B = 2.5 (時間)

$$\begin{aligned} \text{超過労働給与額} &= \text{時間給 (900 円)} \times A (0.5 \text{ 時間}) + \text{時間給 (900 円)} \times \\ &\quad B (2 \text{ 時間}) \times \text{割増率 (1.25)} \\ &= 450 (\text{円}) + 2250 (\text{円}) \\ &= 2,700 (\text{円}) \end{aligned}$$

### (5) 上記 1 の期間中の賞与、期末手当等特別給与額

技能実習生に支払われた賞与、期末手当等給与額を支払われた技能実習生数で除した平均額を記載してください。小数点第 1 位を四捨五入して整数值で記載してください。

例) 報告対象期間中に1号生3名に対して以下のとおり支給した場合

	技能実習生A		技能実習生B		技能実習生C	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
賞与、期末手当等	200,000	250,000	210,000	230,000	0	180,000

賞与、期末手当等特別給与額は、

$$(200,000 + 250,000 + 210,000 + 230,000 + 180,000) \div 3 \text{ (名)}$$

$$= 1,070,000 \div 3 = 356,666.66 \cdots (\text{円})$$

小数点第1位を四捨五入して記載することから賞与、期末手当等特別給与額は【356,667円】と記載。

(6) 控除額				
①食費 ②居住費 (水道、光熱費含む。) ③税・社会保険料 ④その他	①食費	平均 25,000 円／月	平均 25,000 円／月	平均 25,000 円／月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)			
	③税・社会保険料			
	④その他			
(7) 昇給率		①第2号移行時	平均 4.5 %	平均 4.3 %
		②第3号移行時		

(7) 昇給率について、第2号移行時は、第1号技能実習生の「(4)きまつて支給する現金給与額」から同欄①～④までの額を除いた額と、第2号の当該額を比較した昇給率を記載してください。第3号移行時は、第2号から第3号への昇給率を記載してください。

## (6) 控除額

①～④それぞれについて、小数点第1位を四捨五入して整数値で記載してください。

## (7) 昇給率

1の報告対象期間中に2号又は3号に移行した技能実習生がいる場合に記載します（2号又は3号に移行した技能実習生がいない場合には記載の必要はありません。）。2号又は3号に移行した技能実習生が複数名いる場合には、各号に移行した技能実習生の賃金の平均の上昇率をそれぞれ算出し記載してください。昇給率の記載は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載してください。

### ①第2号移行時

1号技能実習生の「(4)きまつて支給する現金給与額」から「①うち超過労働給与額」～「④うち家族手当」の額を除いた額と、2号の当該額を比較した昇給率を記載してください。

例) 報告対象期間中に2号に移行した技能実習生が3名いた場合

	技能実習生A		技能実習生B		技能実習生C	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号
(4) きまつて支給する現金給与額	200,000	210,000	200,000	210,000	200,500	210,000
①～④の合計額	15,000	20,000	16,000	21,000	16,000	17,000
(4) - ①～④	185,000	190,000	184,000	189,000	184,500	193,000

2号移行時の昇給率は、

$$\begin{aligned} & \{ (A 190,000 + B 189,000 + C 193,000) - (A 185,000 + B 184,000 + C 184,500) \} \div \\ & (A 185,000 + B 184,000 + C 184,500) \times 100 \\ & = (572,000 - 553,500) \div 553,500 \times 100 \\ & = 18,500 \div 553,500 \times 100 = 3.3423\ldots (\%) \end{aligned}$$

小数点第2位を四捨五入して記載することから昇給率は【3.3%】と記載。

※103.3%や0.03%と記載しないように注意してください。

## ②第3号移行時

2号技能実習生の「(4) きまつて支給する現金給与額」から「①うち超過労働給与額」～「④うち家族手当」の額を除いた額と、3号の当該額を比較した昇給率を記載してください。



### よくある間違い

例1) 対象期間内に次号に移行をしていない実習生も含めて昇給率を算出している。

⇒次号に移行した実習生のみで昇給率を算出してください。

例2) 前号から昇給をしていない場合に、昇給率を「100%」と記載している。

⇒前号から昇給をしていない場合の昇給率は「0%」と記載してください。

昇給率100%とは前号と次号を比較した場合、次号が前号の2倍となっていることを意味します。

例3) 算出した昇給率が5%だった場合に、昇給率を「105%」と記載している。

⇒昇給率は5.0%と記載してください。

## **6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数**

6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記 1 の期間中に限る。)	(うち行方不明者数、割合)	1人 10.0%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難と 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	報告事業年度内の行方不明者数（当欄の行方不明 者数）を「3 報告対象技能実習生数」欄の合計 人数で除して算出した割合を記載してください。	0人 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
8 地域社会との共生 ①日本語学習支援		取組概要 図 1回、元教師のボランティア講師による学習

1 の報告対象期間中に技能実習の継続が困難となった技能実習生数を記載します。

「うち行方不明者数」は、1 の報告対象期間中に技能実習の継続が困難となった技能実習生のうち、行方不明となった技能実習生数を記載します。

行方不明者数の割合は、3 で記載した技能実習生数を分母として計算します。

行方不明率が 20%以上かつ 3 人以上の場合は、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書（様式自由）の提出が必要です。

例) 3 報告対象技能実習生数 第 1 号 3 名、第 2 号 2 名、第 3 号 2 名（合計 7 名の場合）

行方不明者数が 1 名いた場合は、1（名） ÷ 7（名） × 100 = 14.28571 · · · (%)

小数点第 2 位を四捨五入して記載することから、行方不明者の割合は【14.3%】と記載。

## **7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受け入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無**

7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受け入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	登録の有無	人
		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	

1 の報告対象期間中に、他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生を受け入れた人数を記載します。実習先変更支援ポータルサイトに監理団体を通じて受入募集を掲載した場合は、「登録の有無」の「有」に○をしてください。

## **8 地域社会との共生に向けた取組の実施状況**

該当があれば取組概要を記載した上、その具体的な内容が分かるものを必要に応じて添付してください。

## **9 備考**

報告担当者の氏名、役職及び連絡先を記載してください。その他報告書の記載内容について補足等あれば記載してください。

## «補足等の例»

9 備考	実習先の事業所は〇〇県のため〇〇県の最低賃金を適用 「〇号生は実習期間が1か月未満のため5労働条件等の記載なし」 移行対象職種以外の職種のため技能検定等の受検者なし	・・・① ・・・② ・・・③
------	--	----------------------

### ①について

「2 実習実施者」の本店の所在地と実習を行わせた事業所の所在地が異なる場合の補足説明例

※機関では報告内容について労働基準法令が遵守されているかの確認を行っています。

### ②について

「3 報告対象技能実習生数」の該当区分に人数を記載したものの、当該区分での実習期間が1か月未満のため「5労働条件等」の記載をせず空欄としている場合の補足説明例

### ③について

「4 技能検定等受検状況」について技能実習の職種が移行対象職種以外の職種であり技能検定等を受検した技能実習生がいない場合の補足説明例

## チェック表

提出前に再度記載内容のチェックを行ってください。

項目	チェック内容	チェック欄
1 報告対象期間	報告を行う期間について記載されていますか。 ※報告対象期間中に技能実習生の受け入れを行っていない場合は提出不要です。	
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号は記載されていますか。 ※実習実施者届出書が未提出の場合、早急に提出してください。	
3 報告対象技能実習生数	1の期間に実習を行った技能実習生数を記載していますか。 ※1の期間に実習を行った技能実習生がない場合は提出不要です。 入国後講習中の1号生は除いて記載していますか。 1の期間に2号又は3号に移行した場合は、移行後の区分で人数を記載していますか。	
4 技能検定等受検状況	3に記載した技能実習生について記載をしていますか。 「修了者」は1の期間中に技能実習を修了した者（技能実習実施困難時届出書等を提出し技能実習を終了した者を含む。）とし、各試験区分内の実技と学科の修了者数は同数となっていますか。	
5 労働条件等	3で技能実習生数を1名以上記載した区分について記載していますか。 ※3で0名と記載した区分については労働条件等の記載は不要です。 ※実習期間が1か月未満の場合は（1）～（6）は0を記載し、備考欄に「○号生は実習期間が1か月未満のため5労働条件等の記載なし」と記載してください。 (1) 実労働日数～(6) 控除額は、小数点第1位を四捨五入して整数値で記載していますか。 ※1の報告対象期間中に2号又は3号に移行した技能実習生がない場合は昇給率の記載は不要（空欄）です。	
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数	1の期間中に実習継続が困難となった技能実習生数を記載していますか。 行方不明者の割合は行方不明者数を3に記載した技能実習生の合計数で割り算出し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までの数値を記載していますか。	
提出先	技能実習計画認定申請書を提出した地方事務所・支所となっていますか。	